

上 渡六時 晴 反 峰 領 の 同情する

戒严令の下に、日本は大日本帝国の領土である。

同情する

天皇事務官詔あるる

罷工の手段が從来各所に起きたが、何れに比して最も損害があるもので、罷工等は社員の同情を得べく人は尾なり川辺を出、來る者の多くは労友會の幹部であるが、九州では初めての出来事である。

次如前は我政府の製鐵工作業上の大なる問題を及ぼす放電局は八月に鉄道と武道を除く状態を調査せしもつゝあるが、在来が想いていた職能不能となる時は自下に中止するの職能内に備へて近づくべきである。原作者工廠で六七月に起工すべき四箇所の大西洋運輸其他各處を監視する業者連絡の止むなきに至るであらう。

本利の如く工場法が布いられないから日本の

現状では甚に違

いには

作業の妨害をしたり

留守を看かず

九日復業した八幡製鐵所

職中の不良分子は尙ほも不穏

所は職工に七、八の両公休を與へ

至精平野等に於したが休日明けの九日正午九時九時半

の建造期延びるか
夫の如く今少し繩子の態度であつたが、常に吹き説が聞こえたが、普選促進の運動すら

白目的で人の気が付くが、これが如きは尤も情け可い通り一方で

私は我國にて未だ適當な勞働團體がある

に資本側と労働者は

の競争を圖る事が出来て居つた

ら今日本の如きは不祥事件も起

下闇黙認

する性質のものであつて、要する

は伊太利の如く工場法が布い

れないから日本の

現状では甚に違

いには職工側と労働者は

の競争を圖る事が出来て居つた

ら今日本の如きは不祥事件も起

下闇黙認

する性質のものであつて、要する

は伊太利の如く工場法が布い

れないから日本の



五 五 五

所は職工に七、八の両公休を與へ、労働團體中央機関其他一二

所は職工に七、八の両公休を與へ、労働團體中央機関其他一二

所は職工に七、八の両公休を與へ、労働團體中央機関其他一二

所は職工に七、八の両公休を與へ、労働團體中央機関其他一二

所は職工に七、八の両公休を與へ、労働團體中央機関其他一二